

(改正後全文)

社 援 発 第 0331021 号
平成 1 7 年 3 月 3 1 日

第 1 次改正 平成 1 8 年 3 月 3 1 日
社援発第 0331022 号
第 2 次改正 平成 1 9 年 5 月 1 5 日
社援発第 0515002 号
第 3 次改正 平成 2 0 年 4 月 3 0 日
社援発第 0430004 号
第 4 次改正 平成 2 1 年 5 月 1 1 日
社援発第 0511001 号
第 5 次改正 平成 2 1 年 7 月 9 日
社援発 0709 第 6 号
第 6 次改正 平成 2 2 年 4 月 2 3 日
社援発 0423 第 1 号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

セーフティネット支援対策等事業の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活保護受給者や低所得者、ホームレスといった地域社会の支えを必要とする要援護者全般に一貫した施策を推進し、地域社会のセーフティネット機能の強化を図ることができるよう、今般、既存の要援護者への自立・就労支援等を目的とする事業を統合・再編し、別紙のとおり「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」を定め、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い「福祉施設経営指導事業の実施について」（平成 2 年 7 月 3 1 日社施第 1 0 4 号本職通知）、「都道府県福祉人材センター運営事業の実施について」（平成 6 年 3 月 2 4 日社援施第 5 5 号本職通知）、「地域福祉推進事業の実施について」（平成 1 3 年 8 月 1 0 日社援発第 1 3 9 1 号本職通知）及び「ホームレス対策事業の実施について」（平成 1 5 年 1 2 月 4 日社援発第 1 2 0 4 0 0 1 号本職通知）は廃止する。

(別紙)

セーフティネット支援対策等事業実施要綱

1 目的

地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市区町村、社会福祉協議会（以下「社協」という。）等とする。

3 事業の種類

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する事業。

(2) 生活保護適正実施推進事業

生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、生活保護関係職員の資質向上のための研修の実施、行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化、町村福祉事務所の設置に対する支援等、各種適正化の取組を推進する事業。

(3) 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

ア 地域福祉基盤整備事業

(ア) 民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員が要援護者に対して行う訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進するため、必要不可欠な知識及び技能を修得させる事業。

(イ) 福祉・介護人材確保緊急支援事業

a 福祉・介護人材確保に係る企画委員会設置運営事業

福祉・介護人材確保に資するための事業が、地域の実情を踏まえより効果的に実施されるよう、都道府県において、関係機関・団体等からなる企画委員会を設置運営する事業。

b 福祉・介護人材定着支援事業

就労して間もない福祉・介護従事者に対し、巡回相談等により個々にフォローアップを行い、職場の労働環境、人間関係等に関する相談に応じるとともに、その結果を事業者にフィードバックすることを通じ、福祉・介護分野に従事する者の定着を支援する事業

c 実習受入施設ステップアップ事業

優良な実習施設を中心として、他の実習施設とともに、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上と実習施設間の連携を促進する事業

(ウ) 福祉人材確保推進事業

社会福祉事業従事者の確保を促進するため、各都道府県に設置された福祉人材センター等の事業の推進を図るとともに、介護福祉士等指定養成施設に在学する学生に対して修学資金を貸し付ける事業。

a 福祉人材確保重点事業

質の高い福祉人材を確保するため、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行う事業。

b 介護福祉士等修学資金貸付事業

質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保を図るため、都道府県又は都道府県から委託を受けた都道府県社協が「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成5年5月31日発社援第164号厚生事務次官通知）に基づき、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付ける事業。

(エ) 外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業

経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語習得の支援を行う事業。

(オ) 社会福祉法人指導監督事業

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、都道府県、指定都市又は中核市が社会福祉法第56条第1項の規定に基づき実施する指導監査。

(カ) 消費生活協同組合指導監督事業

都道府県が行う消費生活協同組合（生協）の検査について、事業の健全性確保及び組合員の保護を図るため、検討委員会の開催や検査員の資質を向上させる事業を実施し、生協に対する指導監督の充実強化を図る事業。

(キ) 災害救助対策等事業

a 災害救助対策事業

都道府県が管内市区町村に対して、災害救助関係職員を対象とした災害救助に関する実務的な研修等の実施や地域住民に対して広報・啓発等を行い、災害救助法による応急救助の的確な実施を図る基盤整備を行う事業。

b 国民保護（救援）関連対策事業

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく救援を円滑に実施できる体制整備を図るため、都道府県及び指定都市が、管内市区町村が国民保護計画等を作成する上で、参考となる救援マニュアルの作成等を行う事業。

イ 地域福祉支援事業

(ア) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業。

(イ) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、又は高齢者世帯が地域において安定した生活を送れるようにするため、低所得者世帯等に対して必要な援助指導及び資金の貸付等を行う事業。

(ウ) 運営適正化委員会設置運営事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情の解決を行うため、都道府県社協において運営適正化委員会を運営する事業。

ウ 地域福祉等推進特別支援事業

「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組、生活不安定者に対する自立支援の取組に対する支援を行う事業。

エ 安心生活創造事業

住み慣れた地域において安心した生活が営むことができるよう生活課題を抱えた者を早期に発見し、必要な対応を図っていくための体制整備を支援する事業。

オ ひきこもり対策推進事業

ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、支援・相談員、自立指導員及び市区町村等プログラム担当者が連携して、「地域生活支援プログラム」を策定し、日本語学習、就労・生活等の支援を行う事業。

オ 支援給付適正実施推進事業

支援給付の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化の取組を推進することを目的とする。

4 事業の実施

各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」を除く。

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領（別添1）

(2) 生活保護適正実施推進事業実施要領（別添2）

(3) 地域福祉増進事業

- ア 民生委員・児童委員研修事業実施要領（別添3）
- イ 福祉・介護人材確保緊急支援事業（別紙4）
- ウ 福祉人材確保重点事業実施要領（別添5）
- エ 外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業（別添6）
- オ 社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添7）
- カ 消費生活協同組合指導監督事業実施要領（別添8）
- キ 災害救助対策等事業実施要領（別添9）
- ク 日常生活自立支援事業実施要領（別添10）
- ケ 運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添11）
- コ 地域福祉等推進特別支援事業実施要領（別添12）
- サ 安心生活創造事業実施要領（別添13）
- シ ひきこもり対策推進事業実施要領（別添14）
- ス 地域生活定着支援事業実施要領（別添15）

(4) ホームレス対策事業実施要領（別添16）

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業

- ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領（別添17）
- イ 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領（別添18）
- ウ 自立支援通訳等派遣事業実施要領（別添19）
- エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領（別添20）

支援センター」を整備し、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

カ 地域生活定着支援事業

高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者が地域において安定した生活を送ることができるようにするため、全国に「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービス等につなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して進める事業。

(4) ホームレス対策事業

ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働などの不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある等のため、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活が営めるよう支援する事業。

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援する事業。

ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくり、社会的自立を促す事業。

イ 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う事業。

ウ 自立支援通訳等派遣事業

中国残留邦人等が長期にわたり海外にあったため、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び定着当初における健康相談等の援助を行うことにより、地域において安心した生活が送れるよう支援する事業。

エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

オ 支援給付適正実施推進事業（別添 21）

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。